

令和元年度

登米市一般・特別会計補正予算書

並びに予算に関する説明書

〔2月3日提出〕

宮城県登米市

一 般 会 計 補 正 予 算

(第7号)

令和元年度登米市一般会計補正予算（第7号）

令和元年度登米市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ278,147千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,449,270千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加及び変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加及び変更は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表 地方債補正」による。

令和2年2月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 市税		7,739,683	△79,675	7,660,008
	1 市民税	3,326,324	△62,836	3,263,488
	2 固定資産税	3,505,013	10,128	3,515,141
	3 軽自動車税	298,973	4,399	303,372
	4 市たばこ税	608,716	△31,366	577,350
8 地方特例交付金		48,000	11,726	59,726
	1 地方特例交付金	48,000	11,726	59,726
9 地方交付税		18,001,000	138,907	18,139,907
	1 地方交付税	18,001,000	138,907	18,139,907
11 分担金及び負担金		216,081	△77	216,004
	1 分担金	69,216	△77	69,139
12 使用料及び手数料		644,621	△6,121	638,500
	2 手数料	357,468	△6,121	351,347
13 国庫支出金		5,795,982	172,916	5,968,898
	1 国庫負担金	3,863,044	84,908	3,947,952
	2 国庫補助金	1,900,107	88,008	1,988,115
14 県支出金		3,462,944	△24,433	3,438,511
	1 県負担金	1,537,431	5,612	1,543,043

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 県補助金	1,658,774	△144	1,658,630
	3 委託金	266,739	△29,901	236,838
15 財産収入		133,076	29,197	162,273
	1 財産運用収入	77,216	3,268	80,484
	2 財産売払収入	55,860	25,929	81,789
16 寄附金		125,001	△5,000	120,001
	1 寄附金	125,001	△5,000	120,001
17 繰入金		3,084,619	△241,845	2,842,774
	1 特別会計繰入金	135,512	1,102	136,614
	2 基金繰入金	2,949,107	△242,947	2,706,160
19 諸収入		1,165,442	125,158	1,290,600
	4 貸付金元利収入	438,625	3,000	441,625
	5 受託事業収入	270,202	598	270,800
	6 雑入	412,918	121,560	534,478
20 市債		6,398,200	△398,900	5,999,300
	1 市債	6,398,200	△398,900	5,999,300
歳 入 合 計		49,727,417	△278,147	49,449,270

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		302,448	△4,321	298,127
	1 議会費	302,448	△4,321	298,127
2 総務費		4,889,084	△69,676	4,819,408
	1 総務管理費	4,113,145	△22,287	4,090,858
	2 徴税費	414,254	△17,621	396,633
	3 戸籍住民基本台帳費	189,125	352	189,477
	4 選挙費	95,664	△30,218	65,446
	5 統計調査費	37,276	98	37,374
3 民生費		14,027,077	230,256	14,257,333
	1 社会福祉費	6,372,928	45,368	6,418,296
	2 児童福祉費	6,257,011	△16,024	6,240,987
	5 災害救助費	362,179	200,912	563,091
4 衛生費		8,187,250	△136,433	8,050,817
	1 保健衛生費	1,491,731	△10,786	1,480,945
	2 清掃費	4,564,058	△278,817	4,285,241
	3 病院費	1,943,041	158,482	2,101,523
	4 上水道費	188,420	△5,312	183,108
6 農林水産業費		3,161,504	△3,629	3,157,875

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 農業費	2,870,574	△3,464	2,867,110
	2 林業費	290,448	△165	290,283
7 商工費		1,214,357	△805	1,213,552
	1 商工費	900,523	△805	899,718
8 土木費		4,249,405	△240,308	4,009,097
	2 道路橋りょう費	2,269,167	△113,763	2,155,404
	4 都市計画費	47,585	△5,032	42,553
	5 下水道費	1,246,564	△34,204	1,212,360
	6 住宅費	393,423	△87,309	306,114
9 消防費		1,796,352	△12,218	1,784,134
	1 消防費	1,796,352	△12,218	1,784,134
10 教育費		4,669,881	△55,576	4,614,305
	1 教育総務費	811,852	△3,429	808,423
	2 小学校費	569,229	△10,075	559,154
	3 中学校費	370,586	△4,350	366,236
	4 幼稚園費	441,051	△715	440,336
	5 社会教育費	1,148,231	△27,724	1,120,507
	6 保健体育費	482,405	△1,267	481,138

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	7 学校給食費	846,527	△8,016	838,511
11 災害復旧費		1,482,184	78,144	1,560,328
	1 農林水産業施設災害復旧費	501,422	0	501,422
	2 公共土木施設災害復旧費	912,665	75,240	987,905
	3 文教施設災害復旧費	34,391	2,904	37,295
12 公債費		5,561,076	△63,581	5,497,495
	1 公債費	5,561,076	△63,581	5,497,495
歳 出 合 計		49,727,417	△278,147	49,449,270

第2表 継続費補正

1. 追加

款	項	事業名	総額	年度	年割額
9 消防費	1 消防費	防災情報伝達手段整備事業	719,819	令和元年度	0
				令和2年度	719,819

2. 変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
3 民生費	2 児童福祉費	(仮称)豊里こども園整備事業	662,552	平成31年度	142,449	662,552	令和元年度	120,801
				平成32年度	520,103		令和2年度	541,751
4 衛生費	2 清掃費	一般廃棄物第二処理施設整備事業	11,129,081	平成27年度	0	10,892,461	平成27年度	0
				平成28年度	307,868		平成28年度	307,868
				平成29年度	639,922		平成29年度	639,922
				平成30年度	6,894,265		平成30年度	6,894,265
				平成31年度	3,287,026		令和元年度	3,050,406
8 土木費	6 住宅費	市営住宅建替事業	290,386	平成31年度	184,415	182,446	令和元年度	103,433
				平成32年度	105,971		令和2年度	79,013
10 教育費	5 社会教育費	(仮称)新登米懐古館整備事業	766,174	平成29年度	48,825	744,596	平成29年度	48,825
				平成30年度	424,201		平成30年度	424,201
				平成31年度	293,148		令和元年度	271,570

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	老人福祉一般管理事業	千円 69,147
	5 災害救助費	災害救助事業	355,652
6 農林水産業費	1 農業費	農地中間管理事業	19,350
	2 林業費	林業振興事業	12,249
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業	672,602
		橋りょう維持補修事業	283,870
9 消防費	1 消防費	消防ポンプ置場等整備事業	8,584
10 教育費	3 中学校費	中学校管理運営事業	5,093
	6 保健体育費	体育施設管理事業	3,046
	7 学校給食費	給食センター管理運営事業	64,533
11 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	農業用施設災害復旧事業	93,764
		林業施設災害復旧事業	248,805
		農地災害復旧事業	102,594
	2 公共土木施設災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業	369,432
		河川災害復旧事業	284,723
	3 文教施設災害復旧費	公立学校施設災害復旧事業	3,100
		社会教育施設災害復旧事業	26,321
5 厚生労働施設災害復旧費	衛生施設災害復旧事業	14,630	

第4表 債務負担行為補正

1. 追加

事 項	期 間	限度額
新年度当初から給付を要する当該年度に限る業務の委託等に関する契約	令和2年度	千円 令和2年度当初予算に計上する当該契約に係る予算の範囲内
石越高森公園（愛称名 チャチャワールドいしこし）指定管理委託料（令和元年度追加分）（商業観光課）	令和2年度	450
南方産地形成促進施設指定管理委託料（令和元年度追加分）（商業観光課）	令和2年度	72
もくもくランド指定管理委託料（商業観光課）	令和2年度	9,468
迫公民館及び迫勤労青少年ホーム指定管理委託料（令和元年度追加分）（生涯学習課）	令和2年度	708
北方公民館、迫農村環境改善センター及び迫青少年センター指定管理委託料（令和元年度追加分）（生涯学習課）	令和2年度	426
新田公民館指定管理委託料（令和元年度追加分）（生涯学習課）	令和2年度	347
錦織公民館及び東和勤労青少年ホーム指定管理委託料（令和元年度追加分）（生涯学習課）	令和2年度	420
米川公民館及び東和国際交流センター指定管理委託料（令和元年度追加分）（生涯学習課）	令和2年度	388
米谷公民館、不老仙館及び東和楼台コミュニティセンター指定管理委託料（令和元年度追加分）（生涯学習課）	令和2年度	410
南方公民館、南方農村環境改善センター、南方歴史民俗資料館、東郷公民館、南方老人福祉センター、南方定住促進センター、南方東郷運動広場、西郷公民館及び南方就業改善センター指定管理委託料（令和元年度追加分）（生涯学習課）	令和2年度	261
迫梅ノ木公園、迫佐沼公園及び迫大東公園指定管理委託料（令和元年度追加分）（生涯学習課）	令和2年度	78
中田総合体育館、中田球場及び諏訪公園指定管理委託料（令和元年度追加分）（生涯学習課）	令和2年度	155
豊里運動公園及び豊里花の公園指定管理委託料（令和元年度追加分）（生涯学習課）	令和2年度	78
石越体育センター及び石越総合運動公園指定管理委託料（令和元年度追加分）（生涯学習課）	令和2年度	78
津山若者総合体育館及び津山林業総合センター指定管理委託料（令和元年度追加分）（生涯学習課）	令和2年度	78
市民プール指定管理委託料（令和元年度追加分）（生涯学習課）	令和2年度	387
自家用電気工作物電気保安業務委託料（中田保育所）	令和2年度から 令和3年度まで	227
立地適正化計画策定業務委託料（住宅都市整備課）	令和2年度から 令和3年度まで	10,025
昇降機保守点検業務委託料（消防防災センター）	令和2年度から 令和3年度まで	1,136
米山体育館、吉田運動場及び中津山運動場指定管理委託料（令和元年度追加分）（生涯学習課）	令和2年度から 令和3年度まで	310
南方武道伝承館、南方総合運動場及び南方中央運動広場指定管理委託料（令和元年度追加分）（生涯学習課）	令和2年度から 令和3年度まで	310

事 項	期 間	限度額
		千円
宿直業務委託料（迫庁舎外2施設）	令和2年度から 令和4年度まで	46,530
宿直業務委託料（登米庁舎外2施設）	令和2年度から 令和4年度まで	46,530
宿直業務委託料（南方庁舎外2施設）	令和2年度から 令和4年度まで	46,530
豊里地域産物活用施設指定管理委託料（産業振興課）	令和2年度から 令和4年度まで	9,654
長沼フートピア公園指定管理委託料（商業観光課）	令和2年度から 令和4年度まで	53,223
とよま観光物産センター、春蘭亭、登米寺池城址公園及び登米駒つなぎの広場指定管理委託料（商業観光課）	令和2年度から 令和4年度まで	16,725
東和物産館及び東和活性化施設指定管理委託料（商業観光課）	令和2年度から 令和4年度まで	24,663
米山産地形成促進施設及び米山西野農村公園指定管理委託料（商業観光課）	令和2年度から 令和4年度まで	17,043
豊里公民館、豊里多目的研修センター及び平筒沼農村文化自然学習館指定管理委託料（令和元年度追加）（生涯学習課）	令和2年度から 令和4年度まで	970
石越公民館指定管理委託料（令和元年度追加）（生涯学習課）	令和2年度から 令和4年度まで	1,008
歴史資料館（警察資料館、教育資料館、水沢県庁記念館及び伝統芸能伝承館）指定管理委託料（生涯学習課）	令和2年度から 令和4年度まで	19,890
昇降機保守点検業務委託料（中田生涯学習センター）	令和2年度から 令和4年度まで	2,218
平筒沼ふれあい公園指定管理委託料（令和元年度追加）（商業観光課）	令和2年度から 令和5年度まで	944
石森ふれあいセンター指定管理委託料（令和元年度追加）（生涯学習課）	令和2年度から 令和5年度まで	1,336
宝江ふれあいセンター指定管理委託料（令和元年度追加）（生涯学習課）	令和2年度から 令和5年度まで	1,381
上沼ふれあいセンター指定管理委託料（令和元年度追加）（生涯学習課）	令和2年度から 令和5年度まで	1,432
浅水ふれあいセンター指定管理委託料（令和元年度追加）（生涯学習課）	令和2年度から 令和5年度まで	1,262
機械警備業務委託料（迫庁舎外20施設）	令和2年度から 令和6年度まで	37,005
機械警備業務委託料（登米庁舎外19施設）	令和2年度から 令和6年度まで	18,715
機械警備業務委託料（中田庁舎外23施設）	令和2年度から 令和6年度まで	35,275
機械警備業務委託料（南方庁舎外25施設）	令和2年度から 令和6年度まで	26,725
会議録反訳業務、会議録検索システム用データ調整業務及び会議録検索システム保守管理業務並びに会議録過去データ移行業務委託料（議会事務局）	令和2年度から 令和6年度まで	40,315
議会映像配信業務委託料（議会事務局）	令和2年度から 令和6年度まで	8,752

事 項	期 間	限度額
コピー機借上料（市長公室）	令和2年度から 令和6年度まで	千円 1,848
例規システム管理業務委託料（市長公室）	令和2年度から 令和6年度まで	10,340
宮城県・市町村共同電子申請サービス負担金（企画政策課）	令和2年度から 令和6年度まで	4,001
コピー機借上料（生活福祉課）	令和2年度から 令和6年度まで	2,947
コピー機借上料（衛生センター）	令和2年度から 令和6年度まで	1,056
印刷機借上料（登米小学校）	令和2年度から 令和6年度まで	1,386
印刷機借上料（米谷小学校）	令和2年度から 令和6年度まで	858
印刷機借上料（錦織小学校）	令和2年度から 令和6年度まで	858
印刷機借上料（宝江小学校）	令和2年度から 令和6年度まで	1,281
コピー機借上料（米岡小学校）	令和2年度から 令和6年度まで	1,551
コピー機借上料（南方小学校）	令和2年度から 令和6年度まで	1,353
印刷機借上料（南方小学校）	令和2年度から 令和6年度まで	858
コピー機借上料（柳津小学校）	令和2年度から 令和6年度まで	1,017
コピー機借上料（横山小学校）	令和2年度から 令和6年度まで	1,254
印刷機借上料（新田中学校）	令和2年度から 令和6年度まで	858
印刷機借上料（中田中学校）	令和2年度から 令和6年度まで	1,954
印刷機借上料（中田中学校）	令和2年度から 令和6年度まで	1,518
コピー機借上料（石越中学校）	令和2年度から 令和6年度まで	1,386
印刷機借上料（石越中学校）	令和2年度から 令和6年度まで	858
コピー機借上料（南方中学校）	令和2年度から 令和6年度まで	1,386
印刷機借上料（南方中学校）	令和2年度から 令和6年度まで	858
コピー機借上料（中田幼稚園）	令和2年度から 令和6年度まで	1,129
印刷機借上料（中田幼稚園）	令和2年度から 令和6年度まで	1,281
コピー機借上料（米山東幼稚園）	令和2年度から 令和6年度まで	1,096

事 項	期 間	限度額
コピー機借上料（米山西幼稚園）	令和2年度から 令和6年度まで	千円 1,096
コピー機借上料（中田教育事務所）	令和2年度から 令和6年度まで	1,848
印刷機借上料（豊里教育事務所）	令和2年度から 令和6年度まで	1,320
機械警備業務委託料（視聴覚センター）	令和2年度から 令和6年度まで	396
コピー機借上料（中田生涯学習センター）	令和2年度から 令和6年度まで	1,716
印刷機借上料（中田生涯学習センター）	令和2年度から 令和6年度まで	792

2. 変 更

事 項	変更前		変更後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
登米公民館指定管理委託料（令和元年度追加分） （生涯学習課）	令和2年度から 令和4年度まで	千円 335	令和2年度から 令和4年度まで	千円 1,822
津山公民館及び津山陶芸館指定管理委託料（令和元年度追加分） （生涯学習課）	令和2年度から 令和4年度まで	170	令和2年度から 令和4年度まで	1,262

第5表 地方債補正

1. 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会教育事業	千円 4,000	証書借入又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

2. 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児童福祉事業	千円 438,300	証書借入 又は証券 発行	5.0% 以内（た だし、利 率見直し 方式で借 り入れる 資金につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率）	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合には その債権者と 協定するもの による。ただ し、市財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは 低利に借換え することがで きる。	千円 401,000	補正前に 同じ	補正前に 同じ	補正前に 同じ
健康診査事業	44,100				43,500			
予防接種事業	31,600				33,200			
環境衛生事業	2,600				2,800			
塵芥処理施設整備事業	1,009,100				883,300			
病院事業	11,700				2,300			
上水道事業	147,000				141,600			
道路整備事業	1,226,300				1,113,200			
橋りょう整備事業	122,200				122,700			
街なみ環境整備事業	4,600				400			
公営住宅整備事業	166,900				61,100			
消防施設整備事業	179,700				172,200			
社会教育施設整備事業	697,800				677,300			
臨時財政対策債	898,000				888,200			
農業用施設災害復旧事業	40,400				40,900			
林業施設災害復旧事業	53,500				56,900			
農地災害復旧事業	11,600				13,600			
道路橋りょう災害復旧事業	178,900				206,100			
公立学校施設災害復旧事業	1,200	1,400						
社会教育施設災害復旧事業	7,700	8,600						

国民健康保険特別会計補正予算

(第4号)

令和元年度登米市国民健康保険特別会計 補正予算（第4号）

令和元年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39,596千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,952,588千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和2年2月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 県支出金		6,128,303	38,514	6,166,817
	1 県補助金	6,128,302	38,514	6,166,816
4 財産収入		387	400	787
	1 財産運用収入	387	400	787
5 繰入金		997,704	682	998,386
	1 他会計繰入金	659,366	△10,388	648,978
	2 基金繰入金	338,338	11,070	349,408
歳入合計		8,912,992	39,596	8,952,588

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 182,596	千円 682	千円 183,278
	1 総務管理費	145,818	1,595	147,413
	2 徴税費	36,382	△913	35,469
2 保険給付費		6,092,712	38,514	6,131,226
	1 療養諸費	5,268,146	47,178	5,315,324
	2 高額療養費	786,051	△8,664	777,387
6 基金積立金		388	400	788
	1 基金積立金	388	400	788
歳 出 合 計		8,912,992	39,596	8,952,588

第2表 債務負担行為補正

1. 追 加

事 項	期 間	限度額
新年度当初から給付を要する当該年度に限る業務の委託等に関する契約	令和2年度	令和2年度当初予算に計上する当該契約に係る予算の範囲内 千円

後期高齢者医療特別会計補正予算

(第3号)

令和元年度登米市後期高齢者医療特別会計 補正予算（第3号）

令和元年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,048千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ843,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和2年2月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 219,580	千円 6,893	千円 226,473
	1 一般会計繰入金	219,580	6,893	226,473
5 諸収入		18,500	△1,845	16,655
	4 雑入	15,927	△1,845	14,082
歳入合計		838,852	5,048	843,900

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 38,603	千円 △121	千円 38,482
	1 総務管理費	33,390	0	33,390
	2 徴収費	5,213	△121	5,092
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		790,880	5,169	796,049
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	790,880	5,169	796,049
歳 出 合 計		838,852	5,048	843,900

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額
新年度当初から給付を要する当該年度に限る業務の委託等に関する契約	令和2年度	千円 令和2年度当初予算に計上する当該契約に係る予算の範囲内

介護保険特別会計補正予算

(第4号)

令和元年度登米市介護保険特別会計 補正予算（第4号）

令和元年度登米市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,352千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,249,646千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和2年2月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 国庫支出金		2,605,264	1,809	2,607,073
	1 国庫負担金	1,709,735	3,489	1,713,224
	2 国庫補助金	895,529	△1,680	893,849
4 支払基金交付金		2,571,718	6,424	2,578,142
	1 支払基金交付金	2,571,718	6,424	2,578,142
5 県支出金		1,355,726	1,319	1,357,045
	1 県負担金	1,294,253	2,479	1,296,732
	3 県補助金	61,471	△1,160	60,311
6 財産収入		88	265	353
	1 財産運用収入	88	265	353
7 繰入金		1,429,693	△1,465	1,428,228
	1 一般会計繰入金	1,429,692	△1,465	1,428,227
歳入合計		10,241,294	8,352	10,249,646

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		170,390	△1,477	168,913
	1 総務管理費	93,542	647	94,189
	2 徴収費	7,390	△113	7,277
	4 認定事務費	69,334	△2,011	67,323
2 保険給付費		9,243,038	18,366	9,261,404
	1 介護サービス等諸費	8,563,804	2,378	8,566,182
	2 介護予防サービス等諸費	90,879	△1,691	89,188
	4 高額介護サービス等費	156,225	14,013	170,238
	6 特定入所者介護サービス等費	402,787	3,666	406,453
4 地域支援事業費		415,727	△4,122	411,605
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	219,571	10,056	229,627
	2 一般介護予防事業費	37,929	△4,624	33,305
	3 包括的支援事業・任意事業費	157,352	△9,554	147,798
5 基金積立金		208,104	△4,415	203,689
	1 基金積立金	208,104	△4,415	203,689
歳 出 合 計		10,241,294	8,352	10,249,646

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額
新年度当初から給付を要する当該年度に限る業務の委託等に関する契約	令和2年度	令和2年度当初予算に計上する当該契約に係る予算の範囲内 千円

土地取得特別会計補正予算

(第2号)

令和元年度登米市土地取得特別会計 補正予算（第2号）

令和元年度登米市土地取得特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,355千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76,219千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 51	千円 5	千円 56
	1 財産運用収入	51	5	56
2 繰入金		73,803	2,350	76,153
	1 他会計繰入金	73,803	2,350	76,153
歳入合計		73,864	2,355	76,219

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 諸支出金		千円 73,854	千円 2,355	千円 76,209
	1 基金費	73,854	2,355	76,209
歳 出 合 計		73,864	2,355	76,219

下水道事業特別会計補正予算

(第5号)

令和元年度登米市下水道事業特別会計 補正予算（第5号）

令和元年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ104,421千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,397,223千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和2年2月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5 財産収入		31	50	81
	1 財産運用収入	31	50	81
6 繰入金		1,989,400	△10,889	1,978,511
	1 一般会計繰入金	1,931,743	△52,317	1,879,426
	2 基金繰入金	57,657	41,428	99,085
8 諸収入		11,591	△9,082	2,509
	2 雑入	11,588	△9,082	2,506
9 市債		1,406,100	△84,500	1,321,600
	1 市債	1,406,100	△84,500	1,321,600
歳入合計		4,501,644	△104,421	4,397,223

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		1,123,156	△9,982	1,113,174
	1 総務管理費	232,656	△3,393	229,263
	2 施設管理費	890,500	△6,589	883,911
2 事業費		610,249	△85,270	524,979
	1 下水道施設整備費	610,249	△85,270	524,979
3 公債費		2,726,519	△9,169	2,717,350
	1 公債費	2,726,519	△9,169	2,717,350
5 災害復旧費		26,720	0	26,720
	1 下水道施設災害復旧費	26,720	0	26,720
歳 出 合 計		4,501,644	△104,421	4,397,223

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 下水道施設整備費	農業集落排水施設整備事業	29,691 ^{千円}
5 災害復旧費	1 下水道施設災害復旧費	公共下水道施設災害復旧事業	14,000

第3表 債務負担行為補正

1. 追加

事 項	期 間	限度額
新年度当初から給付を要する当該年度に限る業務の委託等に関する契約	令和2年度	令和2年度当初予算に計上する当該契約に係る予算の範囲内 千円

第4表 地方債補正

1. 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
浄化槽施設災害復旧事業	千円 600	証書借入又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

2. 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 893,700	証書借入 又は証券 発行	5.0% 以内（た だし、利 率見直し 方式で借 り入れる 資金につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率）	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合には その債権者と 協定するもの による。ただ し、市財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは 低利に借換え することがで きる。	千円 826,700	補正前に 同じ	補正前に 同じ	補正前に 同じ
農業集落排水事業	448,000				430,600			
浄化槽整備事業	59,900				59,200			

宅地造成事業特別会計補正予算

(第2号)

令和元年度登米市宅地造成事業特別会計 補正予算（第2号）

令和元年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,452千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88,095千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 84,640	千円 3,452	千円 88,092
	1 財産売払収入	84,640	3,452	88,092
歳入合計		84,643	3,452	88,095

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		千円 10,800	千円 3,452	千円 14,252
	1 住宅用地造成事業費	10,800	3,452	14,252
歳 出 合 計		84,643	3,452	88,095